

国立若狭湾青少年自然の家特定研修活動実施経費（実費分）活動プログラム
料金に係るキャンセル料等の取扱いについて

令和6年1月25日
所 長 裁 定
令和7年8月1日
一 部 改 正

独立行政法人国立青少年教育振興機構事業参加料等に関する規程第2条4号に規定される国立若狭湾青少年自然の家（以下、「当所」という。）特定研修活動実施経費（実費分）活動プログラム料金に関するキャンセル料等の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1. カッター活動・カッター活動（入退所）・シーカヤック・スノーケリング・水泳・ボート類

(1) キャンセル料

活動実施日の前日17時00分以降の団体都合による活動キャンセルについては、連絡時点の活動予定人数分の経費をキャンセル料として負担いただく。なお、活動人数の変更については、キャンセル料は発生しない。

(2) その他

- ア) 途中で活動を離れる者や、途中から活動に加わる者も通常の経費負担とする。
- イ) 出艇もしくは入水後に、活動時間を短縮して実施した場合も通常の経費負担とする。
- ウ) 出艇もしくは入水までに、荒天等や当所の事情によりカッター活動が実施できないと当所が判断した場合は、経費負担は発生しない。

2. ・釣り・磯観察

(1) キャンセル料

活動キャンセル及び活動人数の変更ともにキャンセル料金は発生しない。

(2) その他

- ア) 途中で活動を離れる者や、途中から活動に加わる者も通常の経費負担とする。
- イ) 活動開始後に、活動時間を短縮して実施した場合も通常の経費負担とする。
- ウ) 活動開始までに、荒天等や当所の事情により活動が実施できないと当所が判断した場合は、経費負担は発生しない。

付 則 この取扱いについては、令和6年1月25日から施行する。ただし、カッター活動・カッター活動（入退所）以外の活動については、令和6年4月1日から適用する。

付 則 この取扱いについては、令和7年8月1日から施行する。